

○農林水産省告示第五百五十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十二条第一項第一号の規定に基づき、同号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則附則第十二条第一項第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積は、次の表の上欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる面積とする。

共済目的の種類	面積
うんしゅうみかん	二十アール
なつみかん	二十アール
いよかん	二十アール
かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）	二十アール

附
則

りんご	二十アール
ぶどう	二十アール
なし	二十アール
もも	二十アール
おうとう	十アール
びわ	十アール
かき	二十アール
くり	二十アール
うめ	二十アール
すもも	十アール
キウイフルーツ	二十アール
パインアップル	二十アール

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。